

平成24年度

# 過労運転防止に資する機器に関する 選定要領

平成25年3月7日

**【留意点】**

平成25年度事故防止対策支援推進事業（過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援）の実施は、国会での平成25年度予算成立が前提となります。このため、今後、内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

# 目 次

1. 目的.....	1
2. 対象機器.....	3
2. 1 過労運転防止に資する機器の分類.....	3
2. 2 各機器の位置付け及び要件.....	4
2. 2. 1 ITを活用した遠隔地における点呼機器.....	4
2. 2. 2 運行中における運転者の疲労状態を測定する機器.....	6
2. 2. 3 休息期間における運転者の睡眠状態を測定する機器.....	8
2. 2. 4 運行中の運行管理機器.....	10
2. 3 その他要件.....	12
3. 機器の申請.....	13
3. 1 申請者の要件.....	13
3. 2 告知.....	13
3. 3 申請方法.....	13
3. 4 申請期間.....	13
3. 5 申請に必要な書類及び提出部数.....	13
3. 6 提出先（事務局）.....	14
3. 7 申請に関する質問の受付先（事務局）.....	14
3. 8 提出に当たっての注意事項.....	14
4. 機器の選定.....	15
4. 1 申請書類の審査.....	15
4. 2 選定結果の通知.....	15
4. 3 ホームページへの掲載.....	15
4. 4 選定結果の有効期間.....	15
5. その他手続き.....	16
5. 1 仕様の変更.....	16
5. 1. 1 仕様変更の申請.....	16
5. 1. 2 軽微な仕様の変更.....	16
5. 2 選定の廃止.....	16
5. 2. 1 選定廃止の届出.....	16
5. 3 選定の取消し.....	17
5. 4 要領の改訂.....	17

## 1. 目的

自動車運送事業者は、輸送の安全を確保するため、事業計画の遂行に必要となる員数の運転者の確保、運転者の適切な休憩又は睡眠施設の整備、運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他の運行の管理、運転者等への適切な指導監督等の事項を遵守しなければならないこととなっている（道路運送法（昭和26年法律第183号）第27条第1項、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第17条第1項）。

特に過労運転防止のためには、自動車運送事業者は、

- ・運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準の遵守（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）第21条第1項、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。）第3条第4項）
- ・運転者の健康状態の把握（運輸規則第21条第5項、安全規則第3条第6項）
- ・長距離運転又は夜間運転に従事する場合における交替運転者の適切な配置（運輸規則第21条第6項、安全規則第3条第7項）
- ・運転者に対する乗務前及び乗務後の対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）による点呼時における疲労等の確認及び運行の安全のための必要な指示（運輸規則第24条第1項及び第2項、安全規則第7条第1項及び第2項）
- ・運転者に対する運転技術及び法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督（運輸規則第38条第1項、安全規則第10条第1項）等

の業務を適切に実施しなければならないこととなっている。

平成24年4月29日に発生した高速ツアーバスの重大事故を受け、国土交通省では、交替運転者の配置基準の策定等の過労運転防止に関する様々な制度の強化を実施しているが、自動車運送事業においては、これら以外にも様々なアプローチで過労運転防止を図ることが急務となっており、その観点からは、運転者の管理に委ねられている部分について、自動車運送事業者が可能な限り把握することが望ましいと考えられる。つまり、自動車運送事業者が、

- ・所属営業所等における対面による点呼時のみならず、遠隔地における点呼時においても、対面と同等のレベルで運転者の体調及び疲労状態を把握すること
- ・運転者が運行中にどのような疲労状態であるかを把握すること
- ・休息期間における運転者の睡眠状態を把握すること
- ・運行後のみならず、運行中においても、乗務時間等の状況（運転時間、休憩時間等）及び運行状況（運行速度、経路等）を把握すること

等の事項が可能であれば、過労運転防止に資すると考えられる。

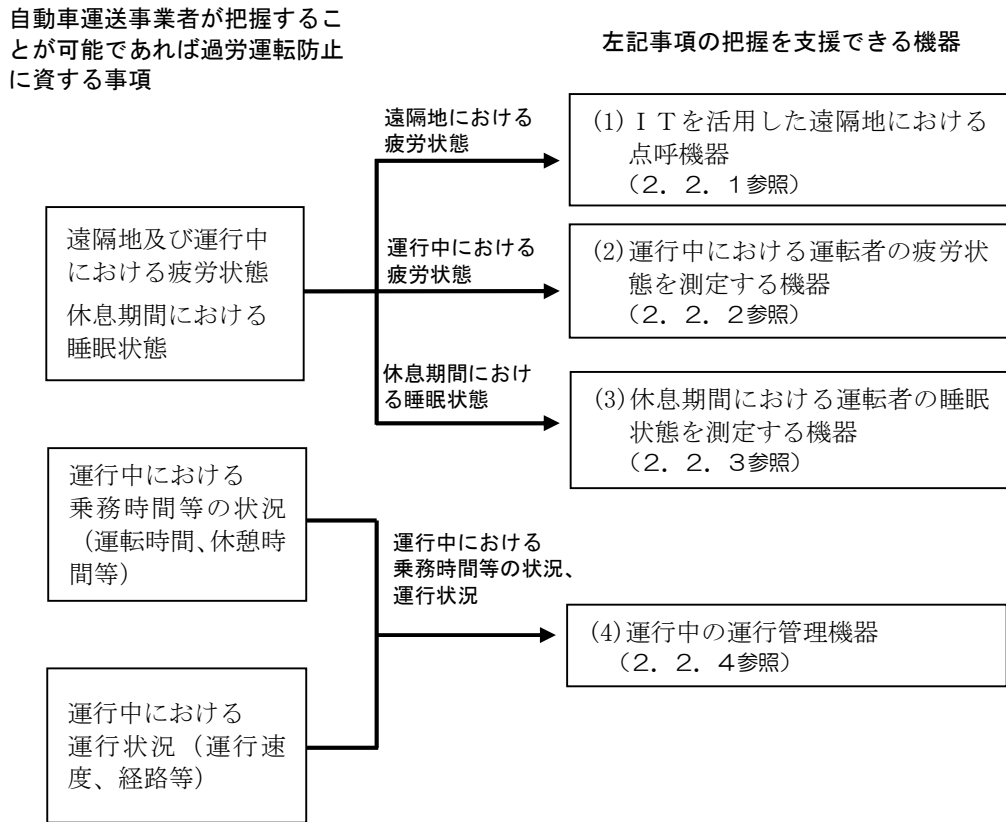
近年、情報通信技術（以下「IT」という。）の進展によって、これらの事項の把握が可能とな

る機器が登場してきたことから、これらの機器の中から、関係法令等で規定されている自動車運送事業者が行うべき過労運転防止のための業務を支援できるものについて選定・普及することを目的とし、当該機器の選定のための要領を策定することとする。

## 2. 対象機器

### 2.1 過労運転防止に資する機器の分類

過労運転防止に資する機器を以下の4つに分類する。



## 2. 2 各機器の位置付け及び要件

### 2. 2. 1 ITを活用した遠隔地における点呼機器

自動車運送事業者は、過労運転防止のため、運輸規則第24条第1項及び安全規則第7条第1項に基づき、運転者に対して乗務前及び乗務後に対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）による点呼を行い、「酒気帯びの有無」や「疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無」について報告を求め、確認を行い、その他安全な走行を確保するために必要な指示を与えている。

運輸規則第24条第1項及び安全規則第7条第1項に関しては、それぞれ「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」（平成14年1月30日国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号）（以下「旅客解釈運用通達」という。）及び「貨物自動車運送事業安全規則の解釈及び運用について」（平成15年3月10日国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号）（以下「貨物解釈運用通達」という。）において、「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼を乗務員が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいうこととされ、その「運行上やむを得ない場合」においては、自動車運送事業者は、電話や電話以外の「その他の方法」として「携帯電話、業務無線等により運転者と直接対話できるもの」により、点呼を行わなければならないこととなっているが、点呼が対面か否かに関わらず、点呼時には運転者の酒気帯びの有無や疾病、疲労等の有無について確認する必要性がある。

近年、ITが飛躍的に進展するとともに、そのコストについても多様な人々が活用するレベルになってきている。遠隔地における点呼に活用できる通信機器については、動画を携帯電話等と連動させることにより、不正を防止し、かつ、疲労等の状態も把握することが可能となることから、電話等を介した運転者の声や運転者の申告のみによる確認よりも遠隔地における点呼の実効性が高まることが期待され、普及も拡大している状況である。

このため、ITを活用した遠隔地における点呼機器を過労運転防止に資する機器として位置付ける\*。

\*アルコール検知器は、選定される「ITを活用した遠隔地における点呼機器」の一部を構成する要素となるが、法令において点呼時のアルコール検知器の使用は義務付けされているため、アルコール検知器自体は平成25年度事故防止対策支援推進事業（過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援）における導入支援の対象とはならない。

■要件（ITを活用した遠隔地における点呼機器）

【過労運転防止のための業務を支援する機能】

項目	内容※ <sup>1</sup>	関係法令	
遠隔地における点呼時の疾病、疲労等の確認	営業所設置型端末※ <sup>2</sup> 及び携帯型端末※ <sup>3</sup> 又は営業所設置型端末及び遠隔地設置型端末※ <sup>4</sup> のカメラによって、自動車運送事業者が運転者の疾病、疲労等の状況を動画で随時確認できること	運輸規則※ <sup>5</sup> 第24条第1項、第2項 安全規則※ <sup>6</sup> 第7条第1項、第2項	点呼等の実施
	上記カメラで撮影した動画は、運転者の表情等を鮮明に映すことができる精度の画質を有していること		
遠隔地における点呼時の酒気帯びの有無の確認及び記録	疾病、疲労等の確認とともに、携帯型端末又は遠隔地設置型端末のカメラで撮影した動画及びアルコール検知器の測定結果により、自動車運送事業者が運転者の酒気帯びの有無について確認できること。また、アルコール検知器の測定結果を営業所設置型端末へ自動的に記録できること		
データの保存	営業所用端末に上記測定結果（酒気帯びの有無を確認した日時、判定結果の画像等の電子データ）を運転者ごとに記録し、運転者情報（氏名等）と併せて最低1年間保存できること	運輸規則 第24条第4項 安全規則 第7条第5項	点呼記録の保存

(注) ※<sup>1</sup> 内容 …これらの内容は、アルコール検知器と連動した携帯電話等（動画通信機能を有するものに限る。）に搭載された機能で代用できることとする。但し、データの保存は、営業所用端末に保存できることとする。

※<sup>2</sup> 営業所設置型端末 …運転者が所属する営業所に設置した装置

※<sup>3</sup> 携帯型端末 …運転者が携帯する装置で、遠隔地点呼を受ける運転者の位置が特定できる装置

※<sup>4</sup> 遠隔地設置型端末 …運転者が遠隔地点呼を受ける場所に設置された装置

※<sup>5</sup> 運輸規則 …旅客自動車運送事業運輸規則

※<sup>6</sup> 安全規則 …貨物自動車運送事業輸送安全規則

【過労運転防止のための業務を支援する体制】

項目	内容
機器の取付方法等に対する説明体制	機器の取付方法及び活用方法等について、少なくとも平日（土曜日、日曜日及び祭日を除く日をいう。）の日中（10時から17時をいう。）においては、常に説明できる体制を整えていること
機器の不具合等に対する修理体制	機器の不具合等に対する修理体制を整えていること
耐久性等	機器を使用する環境において、機器が円滑に作動し、かつ、十分な耐久性を有するとともに、社内で定められた基準による確認試験等が実施されていること
保証期間等	機器の保証期間及び部品保存期間が定められていること

## 2. 2. 2 運行中における運転者の疲労状態を測定する機器

自動車運送事業者は、過労運転防止のため、運輸規則第21条第5項及び安全規則第3条第6項に基づき、疾病、疲労等の理由により安全な運転ができないおそれがある運転者を事業用自動車に乗務させてはならないこととなっているとともに、運輸規則第24条第1項及び安全規則第7条第1項に基づき、乗務前及び乗務後の点呼において運転者の疲労等を確認することとなっている。また、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項及び第2項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が事業用自動車に対して行う指導及び監督の指針（平成13年国土交通省告示第1676号）及び（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項及び第2項の規定に基づき）貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成13年国土交通省告示第1366号）においては、「運転中に疲労や眠気を感じたときは運転を中止し、休憩するか、又は睡眠をとるよう指導する（略）」とあることから、自動車運送事業者は、運行中（運転中）の疲労状態に関して運転者に対して必要な指導を与える立場にある。

事業用自動車の運転者が疲労を抱えた状態で運転を継続した場合には、社会的に影響の大きな重大事故に繋がる可能性が高まるという問題意識から、車両側の技術として、運転者の安全運転を支援する技術（衝突被害軽減ブレーキ、ふらつき警報、車線逸脱警報装置等）が既に実用化されているが、近年、運行中に運転者がどのような疲労状態であるかを測定及び記録すると同時に当該疲労状態を運転者に通知し、更には運行後に自動車運送事業者が運転者ごとに疲労状態に関するデータを管理・分析して必要な指導を与えられる機器が登場し、徐々に導入事例も増えている状況である。

このため、運行中における運転者の疲労状態を測定する機器を過労運転防止に資する機器として位置付ける。



■要件（運行中における運転者の疲労状態を測定する機器）

【過労運転防止のための業務を支援する機能】

項目	内容	関係法令	
運転者の疲労状態の測定及び記録	運行中における運転者の疲労状態を生体信号(心拍等)により常時測定し、記録できること	旅客の指導監督指針 <sup>※1</sup> 第1章2(9) 貨物の指導監督指針 <sup>※2</sup> 第1章2(10)	運転中に疲労や眠気を感じたときの指導
運転者ごとのデータの管理	運転者ごとに氏名、測定年月日及び測定データを管理できること		
運転者に対する疲労状態の通知	運行中における運転者の疲労状態を自動的に運転者に通知できる機能を有していること		

- (注) ※1 旅客の指導監督指針…旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項及び第2項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針  
 ※2 貨物の指導監督指針…貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針

【過労運転防止のための業務を支援する体制】

項目	内容
アルゴリズムの発表実績	運行中における運転者の疲労状態を判断するアルゴリズムについての論文等が、専門の学会等で既に発表されていること
機器を効果的に活用するための助言体制	測定データの活用方法等について、導入者が参加可能な講習やコンサルティングの機会を提供できる体制を整えていること
機器を効果的に活用している有効事例の紹介体制	機器を効果的に活用している自動車運送事業者の有効事例をホームページで紹介する等、導入者においても、当該有効事例を閲覧し、十分な活用が期待できる体制を整えていること
機器の取付方法等に対する説明体制	機器の取付方法及び活用方法等について、少なくとも平日(土曜日、日曜日及び祭日を除く日をいう。)の日中(10時から17時をいう。)においては、常に説明できる体制を整えていること
機器の不具合等に対する修理体制	機器の不具合等に対する修理体制を整えていること
耐久性等	機器を使用する環境において、機器が円滑に作動し、かつ、十分な耐久性を有するとともに、社内で定められた基準による確認試験等が実施されていること
保証期間等	機器の保証期間及び部品保存期間が定められていること

## 2. 2. 3 休息期間における運転者の睡眠状態を測定する機器

自動車運送事業者は、過労運転防止のため、日頃から運転者の心身の健康状態に留意し、疾病のみならず、疲労、寝不足等の理由により安全な運転ができないおそれがある運転者に適切な指導をすることが大切である。例えば、労働安全衛生法第66条第1項に基づく健康診断等の結果のみならず、乗務前後の日々の体調に基づき、個々の運転者に休息期間の過ごし方、乗務前の体調管理等の安全な運行のために必要な意識を向上させるような指導が考えられる。

休息期間の睡眠については、十分な睡眠が確保できていない場合には、翌日の乗務に極めて重大な影響を与える。そのため、自動車運送事業者は、運輸規則第21条第5項及び安全規則第3条第6項において「(略) 疾病、疲労その他の理由により安全な運転を(略) することができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。」とあり、それぞれ同項の旅客解釈運用通達及び貨物解釈運用通達において、「その他の理由」に「睡眠不足」が含まれていることから、自動車運送事業者は睡眠に関して運転者に対して必要な指導を与える立場にある。

睡眠状態の測定を精密に行うには、専門の装置・施設が必要であることから、コスト面及び被験者の負担面等の側面において、これまで気軽に測定することは困難であった。しかしながら、近年、医療や介護の分野において、精度の面で必ずしも十分とは言えないものの、従来の方法と比較すると、簡便に睡眠状態の測定を行うことが可能な機器が登場してきた。睡眠状態を測定する技術・理論については、専門の学会等で未だ多数議論されている状況であり、今後もなお、測定精度を高める研究開発や議論がなされることが期待されているが、これらの機器は、簡便かつ毎日測定するという観点では、現時点において現実的な方法と考えられる。

自動車運送事業については、労働時間が他産業と比べて長いという課題がある一方で、輸送の安全の確保が最も重要な業種である。睡眠状態を簡便に測定する機器に関しては一定の課題はあるものの、この自動車運送事業において、自動車運送事業者が健康管理の1つの手段として活用することは、一定の意味があると考えられる。具体的には、これら機器の活用を運転者に促すことにより、当該運転者が睡眠状態の測定結果から自らの生活リズムを振り返ることができ、それが就寝環境の改善ひいては運行の安全確保につながることから、これらの機器は睡眠に対する意識改革のための警鐘となると考えられる。

このため、休息期間における運転者の睡眠状態を測定する機器を過労運転防止に資する機器として位置付ける。

なお、これらの機器は、自動車運送事業者のみで活用するよりも、産業医又は医療機関と連携又は相談できる環境において活用した方がより大きな効果を発揮することから、自動車運送事業者におけるそのような環境についても整備を促しつつ、当該機器の活用を促すこととする。

■要件（休息期間における運転者の睡眠状態を測定する機器）

【過労運転防止のための業務を支援する機能】

項目	内容	関係法令	
運転者の睡眠状態の測定及び記録	休息期間における運転者の睡眠状態を生体信号(心拍等)により常時測定し、記録できること	運輸規則 <sup>※1</sup> 第21条第5項 安全規則 <sup>※2</sup> 第3条第6項	健康状態の把握
運転者ごとのデータの管理	運転者ごとに氏名、測定年月日及び測定データを管理できること		

(注) ※1 運輸規則…旅客自動車運送事業運輸規則  
 ※2 安全規則…貨物自動車運送事業輸送安全規則

【過労運転防止のための業務を支援する体制】

項目	内容
アルゴリズムの発表実績	休息期間における運転者の睡眠状態を判断するアルゴリズムについての論文等が、専門の学会等で既に発表されていること
機器を効果的に活用するための助言体制	測定データの活用方法等について、導入者が参加可能な講習やコンサルティングの機会を提供できる体制を整えていること
機器を効果的に活用している有効事例の紹介体制	機器を効果的に活用している自動車運送事業者の有効事例をホームページで紹介する等、導入者においても、当該有効事例を閲覧し、十分な活用が期待できる体制を整えていること
機器の取付方法等に対する説明体制	機器の取付方法及び活用方法等について、少なくとも平日(土曜日、日曜日及び祭日を除く日をいう。)の日中(10時から17時をいう。)においては、常に説明できる体制を整えていること
機器の不具合等に対する修理体制	機器の不具合等に対する修理体制を整えていること
耐久性等	機器を使用する環境において、機器が円滑に作動し、かつ、十分な耐久性を有するとともに、社内で定められた基準による確認試験等が実施されていること
保証期間等	機器の保証期間及び部品保存期間が定められていること

## 2. 2. 4 運行中の運行管理機器

自動車運送事業者は、過労運転防止のため、乗務記録や運行記録計により乗務時間等を把握し、運転者に勤務時間及び乗務時間に係る基準を遵守させるとともに、運転者に対する運転技術及び法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督を行う必要がある。

運転者が所属営業所等を出庫した後から帰庫するまでの間の運行中については、自動車運送事業者は乗務時間等の状況（運転時間、休憩時間等）及び運行状況（運行速度、経路等）を確認することが困難であるが、運行中か否かに関わらず、自動車運送事業者は勤務時間及び乗務時間に係る基準の遵守や運転技術に関して運転者に対し指導監督を行う立場にある。

近年、ITの飛躍的な進展によって、運行中の位置、瞬間速度、運行距離、運行時間等の情報を必要な機会に把握でき、かつ、運転者に対して、必要な通知を行うことができ、また運行後には安全運転診断も可能な機器が開発され、普及も拡大している状況である。

このため、運行中の運行管理機器を過労運転防止に資する機器として位置付ける。

■要件（運行中の運行管理機器）

【過労運転防止のための業務を支援する機能】

項目	内容	関係法令	
瞬間速度、運行距離、運行時間等の記録等	国土交通大臣によるデジタル式運行記録計の型式指定を受けている機器により、瞬間速度、運行距離、運行時間等が記録されること	運行記録計の技術基準(第Ⅱ編及び第Ⅲ編)	運行記録計による記録
運転者ごとの集計	運転者ごとに記録されたデータから運行距離、運転時間等の集計表(日・週・月ごと等)等を作成できること	運輸規則 <sup>※1</sup> 第21条第1項 安全規則 <sup>※2</sup> 第3条第4項  運輸規則 第25条第1項、第2項、第3項 安全規則 第8条第1項	運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準の遵守  乗務の記録及びその保存
自動車運送事業者による運行状況の確認	日時、位置、運行速度、運行距離、運行時間等の情報を少なくとも10分以内の頻度で自動車運送事業者が受信できること	運輸規則 第21条第1項 安全規則 第3条第4項  運輸規則 第27条第1項  運輸規則 第28条の2第1項 安全規則 第9条の3第1項	運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準の遵守  運転基準図による指導  運行指示書による指示等
運転者に対する運行状況の通知	連続運転時間の状況を自動的に運転者に通知できる機能を有していること	運輸規則 第21条第1項 安全規則 第3条第4項	運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準の遵守
安全運転診断	法定速度を参考に予め設定した速度、急加減速、急発進、急停車等を診断できる機能を有していること	道路交通安全法 第22条第1項  道路交通安全法 第24条	最高速度の遵守  急ブレーキの禁止

(注) ※1 運輸規則…旅客自動車運送事業運輸規則  
※2 安全規則…貨物自動車運送事業輸送安全規則

【過労運転防止のための業務を支援する体制】

項目	内容
機器の取付方法等に対する説明体制	機器の取付方法及び活用方法等について、少なくとも平日(土曜日、日曜日及び祭日を除く日をいう。)の日中(10時から17時をいう。)においては、常に説明できる体制を整えていること
機器の不具合等に対する修理体制	機器の不具合等に対する修理体制を整えていること
耐久性等	機器を使用する環境において、機器が円滑に作動し、かつ、十分な耐久性を有するとともに、社内で定められた基準による確認試験等が実施されていること
保証期間等	機器の保証期間及び部品保存期間が定められていること

## 2.3 その他要件

当該機器は、平成 25 年 2 月末時点において既に販売されているものに限定し、自動車運送事業者の規模に関わらず、手軽に導入できる機器を対象とする。

なお、選定に際しては、必要に応じて更なる要件を付すことがある。

### 3. 機器の申請

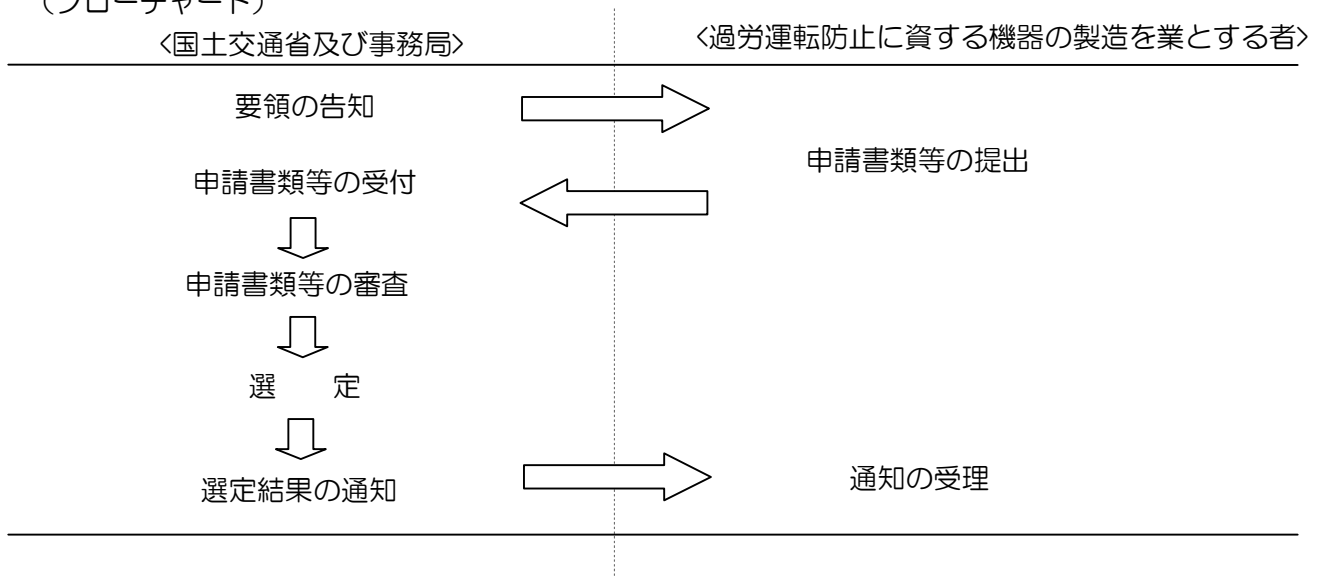
#### 3.1 申請者の要件

本要領の対象となる申請者は、過労運転防止に資する機器の製造を業とする者とする。

#### 3.2 告知

国土交通省ホームページを通じて機器の申請に関する告知を行う。

(フローチャート)



#### 3.3 申請方法

申請者は、申請に必要な書類を、指定した申請期間内に持参又は郵送により、事務局へ提出する。但し、郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

#### 3.4 申請期間

平成25年3月7日(木)から平成25年3月21日(木) 17時必着

なお、持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで(12時から13時は除く)とする。

#### 3.5 申請に必要な書類及び提出部数

- (1) 過労運転防止に資する機器選定申請書【様式1】
- (2) 機器の概要【様式2】
- (3) 機器の導入費用及び販売実績【様式3】
- (4) 自己チェック表【様式4-1～4-4】

(5) 根拠資料

(6) その他

※上記(1)～(6)の書類を、事務局に対し、それぞれ4部ずつ提出すること。

### 3. 6 提出先(事務局)

〒153-0043

東京都目黒区東山1-5-4 中目黒ビジネスセンタービル 2階

社会システム 株式会社

※申請に必要な書類は、封筒に入れ、宛名面に「過労運転防止に資する機器に係る申請書類」と赤字で明記すること。

### 3. 7 申請に関する質問の受付先(事務局)

社会システム 株式会社(担当:過労運転防止に資する機器選定担当者まで)

TEL:03-5773-0001

※受付時間は平日の10時から17時まで(12時から13時は除く)

### 3. 8 提出に当たっての注意事項

- (1) 提出された申請書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、提出された申請書類の返却は行わない。
- (2) 申請者の要件を満たさない者が提出した申請書類及び虚偽の記載をした申請書類は、無効とする。
- (3) 申請に係る費用は、申請者の負担とする。
- (4) 必要に応じて、追加資料の提出を求められることがある。



## 4. 機器の選定

### 4. 1 申請書類の審査

国土交通省は、申請者により提出された申請書類を基に、申請された機器が要領に定める要件に適合しているか審査する。

必要に応じ、当該機器の現品の主たる部分の提示及びデモンストレーションの実施を求める場合がある。

### 4. 2 選定結果の通知

選定結果は、後日、「選定結果通知書」（様式5）により申請者へ通知する。

なお、申請者は当該結果に対して異議を申し立てることができない。

### 4. 3 ホームページへの掲載

選定された機器については、機器の分類ごとに以下の項目を国土交通省のホームページに掲載する。

- (1) 当該機器の名称（製品番号）
- (2) 当該機器の概要又は当該機器の概要が掲載されたホームページの URL
- (3) 当該機器の製造を業とする者の名称、所在地及び電話番号
- (4) その他特記事項

但し、必要に応じ内容の追加、変更あるいは削除を行うことも有り得る。

### 4. 4 選定結果の有効期間

選定結果の有効期間は選定された日の属する会計年度の末日までとする。

但し、要領に定める要件に適合しなくなった過労運転防止に資する機器については、会計年度の途中であっても選定の取消しが行われることがある。

## 5. その他手続き

### 5. 1 仕様の変更

「4. 機器の選定」において選定された過労運転防止に資する機器の製造を業とする者（以下「選定を受けた者」という。）は、選定された当該機器の仕様を変更しようとするときは、速やかに「5. 1. 1 仕様変更の申請」を行わなければならない。但し、「5. 1. 2 軽微な仕様の変更」に定める仕様の変更については、「仕様変更届出書」（様式8）で足りる。

#### 5. 1. 1 仕様変更の申請

仕様変更の申請を行う場合、選定を受けた者は「仕様変更申請書」（様式6）を提出しなければならない。

必要に応じ、選定を受けた者に対し仕様変更申請対象となる過労運転防止に資する機器の現品の主たる部分の提示及びデモンストレーションの実施を求める場合がある。

仕様変更により、要領に定める要件に適合しなくなった場合には、選定の取消しが行われることがある。

仕様変更の審査結果については、「仕様変更に対する通知書」（様式7）により申請者へ通知する。なお、選定を受けた者は当該結果に対して異議を申し立てることができない。

また、仕様変更の申請を行わず、機器の仕様を変更した場合は選定の取消しが行われることがある。

#### 5. 1. 2 軽微な仕様の変更

軽微な仕様の変更とは、過労運転防止に資する機器の要件（5、7、9、11頁）の内容の適否に係る変更以外の変更であって、当該機器の性能等に影響を与えない変更をいう。

### 5. 2 選定の廃止

選定を受けた者は、選定された過労運転防止に資する機器の製造を終了する等の理由により選定の廃止を希望する場合は、速やかに以下の選定廃止の届出を行わなければならない。

#### 5. 2. 1 選定廃止の届出

選定廃止の届出を行う場合、選定を受けた者は「選定廃止届出書」（様式9）を提出しなければならない。

国土交通省は、「選定廃止届出書」を受理後、速やかに選定廃止の対象となる過労運転防止に資する機器を国土交通省のホームページから削除するものとする。

### 5. 3 選定の取消し

国土交通省は、選定を受けた者の虚偽の報告、データの改ざん、誇大広告、選定結果の不正使用等の行為を発見した場合は、選定の取消しを行う。

国土交通省は、選定の取消しを行ったときは、その旨を速やかに選定を受けた者に通知する。

### 5. 4 要領の改訂

要領の運用を適切に実施するため、あるいはニーズに応じた要領とするため、必要に応じ改訂を行うことがある。要領を改訂した場合は、国土交通省のホームページに掲載する。

附則 本要領は、平成25年3月7日より適用する。

(様式1)

平成 年 月 日

国土交通省 自動車局

安全政策課長 殿

申請者 住所

氏名又は名称

印

### 過労運転防止に資する機器選定申請書

過労運転防止に資する機器の選定を受けたく、「過労運転防止に資する機器に関する選定要領」に記載の事項に同意の上、下記の通り、関係書類を添えて申請します。

#### 記

##### 1. 申請者について

申請者の 氏名又は名称	(フリガナ)	
住 所	〒	
連絡先	担当者名	
	所属・役職	
	電話番号	FAX
	メールアドレス	

注 会社概要パンフレットがある場合は添付すること。

##### 2. 申請機器について

分 類 (○をつける)	( )	ITを活用した遠隔地における点呼機器
	( )	運行中における運転者の疲労状態を測定する機器
	( )	休息期間における運転者の睡眠状態を測定する機器
	( )	運行中の運行管理機器
申請機器の 名 称 (製品番号)		
発売を開始した日		
添付書類 (○をつける)	( )	1. 申請書 (様式1) ※本紙
	( )	2. 機器の概要 (様式2)
	( )	3. 機器の導入費用及び販売実績 (様式3)
	( )	4. 自己チェック表 (様式4)
	( )	5. 根拠資料 (様式自由)
	( )	6. その他 (様式自由 (必要時のみ))

(様式2)

## 機器の概要

機器の名称 (製品番号)	
機器の概要が掲載された ホームページのURL	

1. 機器の概要（機器の構成、使用方法等）
<div style="border: 1px solid black; height: 600px;"></div>

- 注 1. 本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。
2. 取付説明書や取扱説明書、カタログがある場合添付してもよい。

(様式3)

### 機器の導入費用及び販売実績

機器の名称 (製品番号)				
1. 導入費用				
(1) 機器の価格				
(2) 取付費用				
(3) 通信費				
2. 販売実績				
トラック	事業者数 ( )、台数 ( )	バス	乗合	事業者数 ( )、台数 ( )
			貸切	事業者数 ( )、台数 ( )
タクシー	事業者数 ( )、台数 ( )	その他 ( )		事業者数 ( )、台数 ( )

注 1. 本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。

## 自己チェック表

## ■要件(ITを活用した遠隔地における点呼機器)

## 【過労運転防止のための業務を支援する機能】

項目	内容※1	適否	詳細	根拠資料
遠隔地における点呼時の疾病、疲労等の確認	営業所設置型端末※2及び携帯型端末※3又は営業所設置型端末及び遠隔地設置型端末※4のカメラによって、自動車運送事業者が運転者の疾病、疲労等の状況を動画で随時確認できること 上記カメラで撮影した動画は、運転者の表情等を鮮明に映すことができる精度の画質を有していること			
遠隔地における点呼時の酒気帯びの有無の確認及び記録	疾病、疲労等の確認とともに、携帯型端末又は遠隔地設置型端末のカメラで撮影した動画及びアルコール検知器の測定結果により、自動車運送事業者が運転者の酒気帯びの有無について確認できること。また、アルコール検知器の測定結果を営業所設置型端末へ自動的に記録できること			
データの保存	上記測定結果(酒気帯びの有無を確認した日時、判定結果の画像等の電子データ)を運転者ごとに記録し、運転者情報(氏名等)と併せて最低1年間保存できること			

(注) ※1 内容 …これらの内容は、アルコール検知器と連動した携帯電話等(動画通信機能を有するものに限る。)に搭載された機能で代用できることとする。但し、データの保存は、営業所用端末に保存できることとする。

※2 営業所設置型端末…運転者が所属する営業所に設置した装置

※3 携帯型端末 …運転者が携帯する装置で、遠隔地点呼を受ける運転者の位置が特定できる装置

※4 遠隔地設置型端末…運転者が遠隔地点呼を受ける場所に設置された装置

## 【過労運転防止のための業務を支援する体制】

項目	内容	適否	詳細	根拠資料
機器の取付方法等に対する説明体制	機器の取付方法及び活用方法等について、少なくとも平日(土曜日、日曜日及び祭日を除く日を含む。)の日中(10時から17時をいう。)においては、常に説明できる体制を整えていること			
機器の不具合等に対する修理体制	機器の不具合等に対する修理体制を整えていること			
耐久性等	機器を使用する環境において、機器が円滑に作動し、かつ、十分な耐久性を有するとともに、社内です定められた基準による確認試験等が実施されていること			
保証期間等	機器の保証期間及び部品保存期間が定められていること			

## 自己チェック表

## ■要件(運行中における運転者の疲労状態を測定する機器)

## 【過労運転防止のための業務を支援する機能】

項目	内容	適否	詳細	根拠資料
運転者の疲労状態の測定及び記録	運行中における運転者の疲労状態を、生体信号(心拍等)により常時測定し、記録できること			
運転者ごとのデータの管理	運転者ごとに氏名、測定年月日及び測定データを管理できること			
運転者に対する疲労状態の通知	運行中における運転者の疲労状態を自動的に運転者に通知できる機能を有していること			

## 【過労運転防止のための業務を支援する体制】

項目	内容	適否	詳細	根拠資料
アルゴリズムの発表実績	運行中における運転者の疲労状態を判断するアルゴリズムについての論文等が、専門の学会等で既に発表されていること		学会名: 論文名: 雑誌名(雑誌に掲載された論文の場合):	※論文概要を添付すること。なお、原文が英語等の場合には、和訳を添付すること。
機器を効果的に活用するための助言体制	測定データの活用方法等について、導入者が参加可能な講習やコンサルティングの機会を提供できる体制を整えていること			※既に実績がある場合は、その資料を添付すること
機器を効果的に活用している有効事例の紹介体制	機器を効果的に活用している自動車運送事業者の有効事例を、ホームページで紹介する等、導入者においても、当該有効事例を閲覧し、十分な活用が期待できる体制を整えていること			※既に実績がある場合は、その資料を添付すること
機器の取付方法等に対する説明体制	機器の取付方法及び活用方法等について、少なくとも平日(土曜日、日曜日及び祭日を除く日をいう。)の日中(10時から17時をいう。)においては、常に説明できる体制を整えていること			
機器の不具合等に対する修理体制	機器の不具合等に対する修理体制を整えていること			
耐久性等	機器を使用する環境において、機器が円滑に作動し、かつ、十分な耐久性を有するとともに、社内で定められた基準による確認試験等が実施されていること			
保証期間等	機器の保証期間及び部品保存期間が定められていること			



## 自己チェック表

## ■要件(休息期間における運転者の睡眠状態を測定する機器)

## 【過労運転防止のための業務を支援する機能】

項目	内容	適否	詳細	根拠資料
運転者の睡眠状態の測定及び記録	休息期間における運転者の睡眠状態を、生体信号(心拍等)により常時測定し、記録できること			
運転者ごとのデータの管理	運転者ごとに氏名、測定年月日及び測定データを管理できること			

## 【過労運転防止のための業務を支援する体制】

項目	内容	適否	詳細	根拠資料
アルゴリズムの発表実績	休息期間における運転者の睡眠状態を判断するアルゴリズムについての論文等が、専門の学会等で既に発表されていること		学会名： 論文名： 雑誌名(雑誌に掲載された論文の場合)：	※論文概要を添付すること。なお、原文が英語等の場合には、和訳を添付すること。
機器を効果的に活用するための助言体制	測定データの活用方法等について、導入者が参加可能な講習やコンサルティングの機会を提供できる体制を整えていること			※既の実績がある場合は、その資料を添付すること
機器を効果的に活用している有効事例の紹介体制	機器を効果的に活用している自動車運送事業者の有効事例を、ホームページで紹介する等、導入者においても、当該有効事例を閲覧し、十分な活用が期待できる体制を整えていること			※既の実績がある場合は、その資料を添付すること
機器の取付方法等に対する説明体制	機器の取付方法及び活用方法等について、少なくとも平日(土曜日、日曜日及び祭日を除く日をいう。)の日中(10時から17時をいう。)においては、常に説明できる体制を整えていること			
機器の不具合等に対する修理体制	機器の不具合等に対する修理体制を整えていること			
耐久性等	機器を使用する環境において、機器が円滑に作動し、かつ、十分な耐久性を有するとともに、社内で定められた基準による確認試験等が実施されていること			
保証期間等	機器の保証期間及び部品保存期間が定められていること			

(様式4-4)

## 自己チェック表

### ■要件(運行中の運行管理機器)

#### 【過労運転防止のための業務を支援する機能】

項目	内容	適否	詳細	根拠資料
瞬間速度、運行距離、運行時間の記録等	国土交通大臣によるデジタル式運行記録計の型式指定を受けている機器により、瞬間速度、運行距離、運行時間等が記録されること			
運転者ごとの集計	運転者ごとに記録されたデータから運行距離、運転時間等の集計表(日・週・月ごと等)等を作成できること			
自動車運送事業者による運行状況の確認	日時、位置、運行速度、運行距離、運行時間等の情報を少なくとも10分以内の頻度で自動車運送事業者が受信できること			
運転者に対する運行状況の通知	連続運転時間の状況を自動的に運転者に通知できる機能を有していること			
安全運転診断	法定速度を参考に予め設定した速度、急加減速、急発進、急停車等を診断できる機能を有していること			

#### 【過労運転防止のための業務を支援する体制】

項目	内容	適否	詳細	根拠資料
機器の取付方法等に対する説明体制	機器の取付方法及び活用方法等について、少なくとも平日(土曜日、日曜日及び祭日を除く日をいう。)の10時から17時をいう。)においては、常に説明できる体制を整えていること			
機器の不具合等に対する修理体制	機器の不具合等に対する修理体制を整えていること			
耐久性等	機器を使用する環境において、機器が円滑に作動し、かつ、十分な耐久性を有するとともに、社内で定められた基準による確認試験等が実施されていること			
保証期間等	機器の保証期間及び部品保存期間が定められていること			

(様式5)

平成 年 月 日

殿

国土交通省 自動車局  
安全政策課長

選定結果通知書

貴殿から平成 年 月 日付で申請のあった過労運転防止に資する機器について、審査した結果、下記の通りとしたので通知します。

記

1. 選 定 番 号 :
2. 名 称 (製品番号) :
3. 分 類 :
4. 選 定 結 果 : 適 / 否
5. 特 記 事 項 :

(様式6)

平成 年 月 日

### 仕様変更申請書

国土交通省 自動車局  
安全政策課長 殿

住所  
氏名又は名称

印

選定された過労運転防止に資する機器の仕様変更について、下記の通り申請します。

#### 記

選定番号			
名称 (製品番号)			
分類			
仕様変更の 内容及び理由			
仕様変更の時期			
性能への影響 の有無			
連絡先	担当者名		
	所属・役職		
	電話番号	F A X	
	メールアドレス		

注 本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。

(様式7)

平成 年 月 日

殿

国土交通省 自動車局  
安全政策課長

仕様変更に対する通知書

貴殿から平成 年 月 日付で申請のあった仕様変更について、下記の通り通知します。

記

1. 選 定 番 号 : \_\_\_\_\_
2. 名 称 (製品番号) : \_\_\_\_\_
3. 分 類 : \_\_\_\_\_
4. 結 果 : 適 / 否
5. 特 記 事 項 : \_\_\_\_\_

(様式8)

平成 年 月 日

### 仕様変更届出書

国土交通省 自動車局  
安全政策課長 殿

住所  
氏名又は名称

印

選定された過労運転防止に資する機器の仕様変更について、下記の通り届出します。

#### 記

選定番号			
名 称 (製品番号)			
分 類			
仕様変更の 内容及び理由			
仕様変更の時期			
連絡先	担当者名		
	所属・役職		
	電話番号	F A X	
	メールアドレス		

注 本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。

(様式9)

平成 年 月 日

### 選定廃止届出書

国土交通省 自動車局  
安全政策課長 殿

住所  
氏名又は名称

印

選定された過労運転防止に資する機器選定の選定廃止について、下記の通り届出します。

#### 記

選定番号			
名称 (製品番号)			
分類			
廃止時期			
廃止理由			
連絡先	担当者名		
	所属・役職		
	電話番号	F A X	
	メールアドレス		

注 本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。